

(趣旨)

第1条 この規則は、松江市情報公開条例(平成17年松江市条例第14号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公文書の公開請求)

第2条 条例第6条第1項第3号の規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 公開請求する年月日
- (2) 公開請求をするものの連絡先
- (3) 公開を請求できるものの区分
- (4) 公開請求に係る公文書の希望する公開方法の区分

2 条例第6条第1項に規定する請求書は、公文書公開請求書(様式第1号)とする。

(公文書公開決定通知等)

第3条 条例第11条第1項の決定に係る書面は、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 公文書の全部を公開する旨の決定をした場合 公文書公開決定通知書(様式第2号)
- (2) 公文書の一部を公開する旨の決定をした場合 公文書部分公開決定通知書(様式第3号)

2 条例第11条第2項の公文書の全部を公開しない旨の決定(条例第10条の規定により公開請求を拒否するとき及び公文書を保有していないときを含む。)に係る書面は、公文書非公開決定通知書(様式第4号)とする。

(公文書公開決定等期間延長通知)

第4条 条例第12条第2項に規定する書面は、公文書公開決定等期間延長通知書(様式第5号)とする。

(公文書公開決定等期間特例延長通知)

第5条 条例第13条に規定する書面は、公文書公開決定等期間特例延長通知書(様式第6号)とする。

(第三者への意見照会等)

第6条 条例第14条第1項及び第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該公文書の作成年月日
- (2) 第三者に係る情報の内容
- (3) 回答期限
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が必要とする事項

- 2 条例第14条第1項及び第2項の規定による第三者に対する意見照会の通知は、公文書の公開決定等に係る意見照会書(様式第7号)により行うものとする。
- 3 条例第14条第1項及び第2項に規定する意見書は、公文書の公開決定等に係る意見書(様式第8号)とする。
- 4 条例第14条第3項に規定する書面は、公文書の公開決定に係る通知書(様式第9号)とする。

(電磁的記録の公開方法)

第7条 条例第15条第1項に規定する規則で定める方法は、次の各号に定める電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、実施機関がこれにより難しいと認めるときは、当該実施機関が別に定める方法によることができる。

- (1) フィルム(マイクロフィルムを除く。) 視聴又は印画紙の交付
- (2) 録音テープ又はビデオテープ 専用機器により再生したものの視聴又は電磁的記録媒体に複写したものの交付
- (3) その他の電磁的記録 当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は交付。ただし、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は電磁的記録媒体への複写によることが容易な場合は、専用機器により再生したものの視聴又は電磁的記録媒体に複写したものの交付

(公文書の公開)

第8条 公文書の公開は、実施機関が公文書公開決定通知書又は公文書部分公開決定通知書により指定した日時、場所で行うものとする。

- 2 公文書を閲覧し、又は視聴する者は、当該公文書を汚損し、又は破損してはならない。
- 3 実施機関は、前項の規定に違反した者又は違反するおそれがあると認められる者に対し、当該公文書の閲覧若しくは視聴を中止させ、又は禁止することができる。

(公文書の写しの交付等)

第9条 公文書の写しを交付する場合における当該写しの交付部数は、公文書1件につき1部とする。

- 2 条例第17条第2項に規定する公文書の写しの作成及び送付に要する費用は、当該写しの交付を受ける前に納付するものとする。

(任意公開の申出等)

第10条 条例第18条に規定する公文書の任意公開の申出は、公文書任意公開申出書(様式第10号)によるものとする。

- 2 前項の申出があった場合における公開するかどうかの回答は、公文書任意公開回答書(様式第11号)によるものとする。

(情報公開審査会に諮問した旨の通知)

第11条 条例第19条第2項の規定による情報公開審査会に諮問した旨の書面による通知は、情報公開審査会諮問通知書(様式第12号)により行うものとする。

(出資法人の情報公開)

第12条 条例第31条第1項に規定する市が出資している法人のうち規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 松江市土地開発公社
- (2) 財団法人松江市観光開発公社
- (3) 財団法人松江市教育文化振興事業団
- (4) 財団法人松江体育協会
- (5) 財団法人松江市国際交流協会
- (6) 財団法人松江勤労福祉振興協会
- (7) 財団法人島根町地域振興財団
- (8) 財団法人八雲開発公社
- (9) 財団法人宍道湖西岸森と自然財団

(運用状況の公表)

第13条 条例第34条に規定する運用状況の公表は、市広報に掲載して行うものとする。

(雑則)

第14条 この規則の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年3月31日から施行する。

附 則(平成20年3月31日松江市規則第27号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

公文書公開請求書

年 月 日

(実施機関の名称) 様

住所  
請求者氏名  
電話

	法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称、代表者の氏名及び連絡先
--	---

松江市情報公開条例第6条第1項の規定により、下記のとおり公文書の公開を請求します。

記

公文書の件名又は内容	
------------	--

公文書を特定するために、具体的に記入してください。	
公開を請求できるものの区分	1 市内に住所を有する者 2 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 事務所等の名称 [ ] 所在地 [ ] 3 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者 勤務先の名称 [ ] 所在地 [ ] 4 市内に存する学校に在学する者 学校の名称 [ ] 所在地 [ ] 5 実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの 利害関係の内容
希望する公開方法	1 閲覧又は視聴 2 写しの交付(郵送の希望 有・無) 3 1及び2
請求の目的	

- 1 該当する番号を○で囲んで、各欄に必要な事項を記入してください。
- 2 請求の目的欄は、請求された公文書の特定等の参考にするためのものですが、記入については請求者の任意です。

様式第2号(第3条関係)

公文書公開決定通知書

第 号  
年 月 日

様

(実施機関の名称)

印

年 月 日付けで請求のあった公文書の公開については、松江市情報公開条例第11条第1項の規定により、下記のとおり公文書の全部を公開することを決定したので

通知します。

記

公文書の件名			
公開の日時	年 月 日( )	午前 午後	時 分
公開の場所			
公開の方法			
所管課	電話		
備考			
注意事項	1 公文書の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。 2 指定された日時又は場所について都合が悪い場合は、あらかじめ所管課に連絡してください。		

様式第3号(第3条関係)

公文書部分公開決定通知書

第 号  
年 月 日

様

(実施機関の名称) 印

年 月 日付けで請求のあった公文書の公開については、松江市情報公開条例第11条第1項の規定により、下記のとおり公文書の一部を公開することを決定したので通知します。

記

公文書の件名			
公開の日時	年 月 日( )	午前 午後	時 分
公開の場所			
公開の方法			
公開しない部分及び公開しない理由	(公開しない部分) 松江市情報公開条例第7条第 号に該当 (理由)		
松江市情報公開条例第11条第3項の規定に該当する場合の公文書の公開をすることができる時期	年 月 日。ただし、公文書の公開を希望する場合は、同日以後新たに公開請求が必要となります。		
所管課	電話		
備考			



の決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると（をすることができなくなります。）。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、松江市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の（をした場合は、当該（に対する（があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第5号(第4条関係)

公文書公開決定等期間延長通知書

第 号  
年 月 日

様

(実施機関の名称) 印

年 月 日付けで請求のあった公文書の公開については、松江市情報公開条例第12条第2項の規定により、下記のとおり公開決定等の期間を延長したので通知します。

記

公文書の件名	
松江市情報公開条例第12条第1項の規定による決定期間	年 月 日から ( 日間) 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から ( 日間) 年 月 日まで
延長の理由	
所管課	電話
備考	

様式第6号(第5条関係)

公文書公開決定等期間特例延長通知書

第 号  
年 月 日

様

(実施機関の名称) 印

年 月 日付けで請求のあった公文書の公開については、松江市情報公開条例第13条の規定により、下記のとおり公開決定等の期間を延長したので通知します。

記

公文書の件名	
松江市情報公開条例第12条第1項の規定による決定期間	年 月 日から ( 日間) 年 月 日まで
公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき公開決定等をする期間	年 月 日から ( 日間)――① 年 月 日まで
上記①の期間内に公開決定等をする部分	
残りの公文書について公開決定等をする期限	年 月 日
松江市情報公開条例第13条を適用する理由	
所管課	電話
備考	

様式第7号(第6条関係)

第 号  
年 月 日

公文書の公開決定等に係る意見照会書  
様

(実施機関の名称) 印

松江市情報公開条例に基づき、下記のとおり \_\_\_\_\_ に関する情報が記録された公文書について公開請求がありました。

本件公開請求に係る公文書の公開決定等についてご意見があれば、別紙「公文書の公開決定等に係る意見書」により、下記の提出期限までに回答してください。

記

公文書の件名	
公文書に記録されている _____ に関する情報の内容	
提出期限	年 月 日
意見書提出先(所管課)	電話
備考	

様式第8号(第6条関係)

公文書の公開決定等に係る意見書

年 月 日

(実施機関の名称) 様

住所  
氏名  
電話

	法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地、代表者の氏名及び連絡先
--	---

年 月 日付け 号で照会のあつた件について、下記のとおり回答します。  
記

公文書の件名		
公開決定に対する反対意思の有無	有	無
意見(公開決定に反対する理由)		

様式第9号(第6条関係)

第 号  
年 月 日

公文書の公開決定に係る通知書

様

(実施機関の名称) 印

年 月 日付けの \_\_\_\_\_ に関する情報が記録された公文書の公開請求について、松江市情報公開条例第11条第1項の規定により、下記のとおり公文書を公開することを決定したので通知します。

記

公文書の件名	
公文書に記録された _____ に関する情報のうち公開することとしたもの	
公開することとした理由	
公開をする日	年 月 日
所管課	電話
備考	

1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、 \_\_\_\_\_ に対して \_\_\_\_\_ をすることができます(なお、こ

の決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると（をすることができなくなります。）。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、松江市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の（をした場合は、当該（に対する（があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第10号(第10条関係)

公文書任意公開申出書

年 月 日

(実施機関の名称) 様

住所

申出者氏名

電話

	法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称、代表者の氏名及び連絡先
--	---

松江市情報公開条例第18条の規定により、下記のとおり公文書の任意公開の申出をします。

記

公文書の件名又は内容 公文書を特定するため、具体的に記入してください。	
希望する公開方法	1 閲覧及び視聴 2 写しの交付(郵送の希望 有・無) 3 1及び2
申出の目的	
備考	

該当する番号を○で囲んで、各欄に必要事項を記入してください。

様式第11号(第10条関係)

公文書任意公開回答書

第 号  
年 月 日

様

(実施機関の名称)

印

年 月 日付けで申出のあった公文書の任意公開については、下記のとおり回答します。

記

公文書の件名			
公開、非公開等の区分	1 公開	2 部分公開	3 非公開
公開の日時	年 月 日( )	午前 午後	時 分
公開の場所			
公開の方法			
公開しない部分及び公開しない理由	(公開しない部分)  松江市情報公開条例第 条第 号に該当 (理由)		
所管課	電話		
備考			
注意事項	1 公文書の公開を受ける際には、この回答書を係員に提示してください。 2 指定された日時又は場所について都合が悪い場合は、あらかじめ所管課に連絡してください。		

様式第12号(第11条関係)

第 号  
年 月 日

情報公開審査会諮問通知書

様

(実施機関の名称)

印

年 月 日付けの公開決定等に対する不服申立てについて、松江市情報公開条例第19条の規定により、下記のとおり松江市情報公開審査会に諮問したので、通知します。

記

公文書の件名	
不服申立ての内容	
諮問をした日	年 月 日
所管課	電話
備考	

